◇特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（内閣官房）

1　特定秘密の保護に関する法律（平成二五年法律第一〇八号。以下「法」という。）第三条第二項第二号、第五条第二項又は第四項の規定による通知は、書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をすべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。5において同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うこととした。（第五条及び第一一条関係）

2　行政機関の長は、指定の有効期間が満了したとき、指定の有効期間を延長したとき及び指定を解除したときは、その旨等を記載した書面の交付により当該事項等を通知する措置を講ずることとした。（第七条、第八条及び第一〇条関係）

3　都道府県警察、適合事業者及び他の行政機関による特定秘密の保護に関し必要なものとして特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二六年政令第三三六号）で定める事項について、指定の有効期間が満了した旨等を記載した書面の交付により当該事項等を通知することとした。（第一二条、第一四条及び第一六条関係）

4　法第六条第一項等の規定により特定秘密の提供をする者は、当該提供を受ける者に対し、当該特定秘密の指定の有効期間が満了する年月日を記載した書面の交付により当該事項を通知することとした。（第一五条関係）

5　行政機関の長又は警察本部長は、評価対象者に法第一二条第二項各号に掲げる事項に関する質問票の交付（当該質問票の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織を使用する方法による提供）をし、これらの事項についての記載又は記録を求めることとした。（第一九条関係）

6　法第一二条第三項（法第一五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告知及び同意は、書面の交付により行うこととした。（第二〇条関係）

7　この政令は令和三年七月一日から施行することとした。

◇新技術等効果評価委員会令（政令第一七一号）（内閣府本府）

1　産業競争力強化法第一四条の二第三号の政令で定める事項

産業競争力強化法第一四条の二第三号の政令で定める事項を、同条第一号及び第二号に掲げる評価を行うために必要な調査（情報及び資料の分析を含む。）とすることとした。（第一条関係）

2　新技術等効果評価委員会の委員等

㈠　新技術等効果評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員一五人以内で組織することとした。（第二条第一項関係）

㈡　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができることとした。（第二条第二項関係）

㈢　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。（第二条第三項関係）

㈣　その他委員、臨時委員及び専門委員に関し必要な事項を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

3　委員長

委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任することとした。（第五条関係）

4　部会

委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第六条関係）

5　議事

委員会の議事について定めることとした。（第七条関係）

6　資料の提出等の要求

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第八条関係）

7　庶務

委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において、内閣官房に置かれる内閣参事官のうち委員会の庶務への協力に関する事務をつかさどるものの協力を得て処理することとした。（第九条関係）

8　委員会の運営

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第一〇条関係）

9　附則

㈠　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定（条約第二号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。（第五条関係）

6　両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府が他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。（第七条関係）